

議第170号

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例の制定について

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第1項の規定にかかわらず、学校教育法第19条の規定による援助を受けている者と生計を一にする小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の児童又は中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の生徒については、利用料金を徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

利用料金の取扱いの明確化を図る必要があるので提案する。